

第一二一回

参第一号

廃棄物の適正処理等に関する法律（案）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条 - 第十条）

第二章 産業廃棄物

第一節 通則（第十一条 - 第十四条）

第二節 産業廃棄物の処理（第十五条 - 第二十五条）

第三節 産業廃棄物処理業（第二十六条 - 第三十六条）

第四節 産業廃棄物処理施設（第三十七条 - 第四十九条）

第三章 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理（第五十条 - 第五十八条）

第二節 特定有害物質使用製品の回収等（第五十九条 - 第六十一条）

第三節 一般廃棄物処理業（第六十二条 - 第六十八条）

第四節 一般廃棄物処理施設（第六十九条 - 第七十七条）

第四章 廃棄物処理センター（第七十八条 - 第八十八条）

第五章 雑則（第八十九条 - 第一百条）

第六章 罰則（第一百一条 - 第一百七条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物の減量及び処理に関する事業者、地方公共団体等の責務を明らかにし、並びに廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再資源化及び処分、有害物質の貯蔵等の処理を行わせ、有害物質を使用する製品に係る廃棄物を回収させること等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、資源循環型社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え

がら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（ポリ塩化ビフェニルが塗布されたものその他政令で定めるものに限る。）その他政令で定める廃棄物をいう。

3 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、「事業系一般廃棄物」とは事業活動に伴って生じた一般廃棄物を、「生活系一般廃棄物」とは事業系一般廃棄物以外の一般廃棄物をいう。

4 この法律において「特定有害物質」とは、別表に定める物質で政令で定める性状のものをいう。

5 この法律において「危険有害廃棄物」とは、感染性、爆発性、毒性等により廃棄物の処理作業に従事する者の安全衛生を損なうおそれのあるものとして政令で定める廃棄物をいう。

6 この法律において「産業廃棄物処理施設」とは、廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。

7 この法律において「一般廃棄物処理施設」とは、ごみ処理施設で政令で定めるもの、し尿処理施設（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽を除く。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。

（廃棄物処理の責任及び費用負担の原則）

第三条 産業廃棄物の処理は、当該産業廃棄物を排出する事業者が自らの責任において行う。

2 一般廃棄物の処理は、市町村が行い、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、当該事業系一般廃棄物を排出する事業者が負担する。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、その資源性に配慮して、自ら適正に処理しなければならない。

2 事業者は、再生利用等を行うことにより、その事業活動に伴って生ずる廃棄物を減量するようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び処理に関し、前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(製造業者等の責務)

第五条 物の製造（製造物に商標その他の標章、商号その他自己を表示する名称を付して行う販売を含む。以下同じ。）又は輸入を業として行う者（以下「製造業者等」という。

）は、その製品が廃棄物となった場合におけるその適正処理の困難性について、事前評価を行わなければならない。

- 2 製造業者等は、前項の事前評価に基づいて、その製造に係る製品が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難になることのないように、製品の開発に努めなければならない。
- 3 事業者は、その製造、販売等に係る製品が廃棄物となった場合におけるその適正処理に関し、当該製品に廃棄方法を表示する等必要な情報を提供するようにしなければならない。
- 4 事業者は、その製造、販売等に係る製品が廃棄物となった場合においては、それを回収し、及び再生利用するように努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、廃棄物の減量及び処理に関し、廃棄物の排出を抑制し、再生品を使用するように努め、廃棄物を分別して排出する等国及び地方公共団体の施策に協力しなければ

ばならない。

(地方公共団体の責務)

第七条 市町村は、他に委託することなく自ら生活系一般廃棄物の収集、運搬及び処分の事業を実施することができるような処理体制の整備に努めるとともに、職員の資質の向上、作業方法の改善等を図らなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、廃棄物の再資源化等その処理に関する技術の開発の推進を図らなければな

らない。

2 国は、廃棄物の処分により発生する熱エネルギー等の有効利用の促進を図る等資源循環型社会の形成に資するための施策を講じなければならない。

3 国は、廃棄物の適正処理、廃棄物の最終処分場の跡地の管理等を目的とする廃棄物総合管理情報システムを構築しなければならない。

4 国は、市町村及び都道府県に対し、廃棄物の処理に関するそれぞれの責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(知識の普及等)

第九条 国及び地方公共団体は、学校教育、社会教育等の場において、廃棄物の資源性を啓もうするとともに、廃棄物の処理に関する知識の普及を図らなければならない。

(清潔の保持)

第十条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。次項において同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つようにしなければならない。

5 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

6 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理するようしなければならない。

第二章 産業廃棄物

第一節 通則

(特定有害物質の埋立処分等の禁止)

第十一条 特定有害物質を含有する産業廃棄物については、埋立処分又は海洋投入処分を行ってはならない。

(処理基準)

第十二条 産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分（産業廃棄物の処分にあつては、特定有害物質の貯蔵を除く。第十九条第一項を除き、以下同じ。）を行う場合には、政令で定める基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を

定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。）に従わなければならない。

2 特定有害物質の貯蔵を行う場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

（産業廃棄物処理計画）

第十三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の適正処理を確保するため、産業廃棄物の減量及び処理に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画（以下「産業廃棄物処理計画」という。）には、厚生省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の減量及び処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 産業廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二 産業廃棄物の減量及びその適正処理に関する基本的事項

三 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

四 産業廃棄物の再資源化に関する事項

五 その他産業廃棄物の減量及び処理に関し必要な事項

3 都道府県知事は、産業廃棄物処理計画を定める場合には、あらかじめ、公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二十九条の規定による都道府県公害対策審議会の意見を聴かなければならない。

（事業者への指導等）

第十四条 都道府県知事は、産業廃棄物処理計画を達成するため、産業廃棄物を生ずる事業者に対し、その産業廃棄物の減量又は再資源化に関する計画を作成し、及び当該計画に即してその産業廃棄物の減量又は再資源化を実施するよう指導し、及び助言すること

ができる。

第二節 産業廃棄物の処理

(事業者の処理)

第十五条 事業者は、次に掲げる場合を除き、自らその産業廃棄物の処理を行わなければならない。

一 その産業廃棄物の運搬又は処分を、他人の産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれるものに委託する場合

二 その特定有害物質の貯蔵を公害防止事業団に委託する場合

2 事業者は、危険有害廃棄物である産業廃棄物の処理を委託する場合には、政令で定めるところにより、その性状に応じてこん包し、危険有害廃棄物である旨を表示する等必

要な措置を講じなければならない。

- 3 事業者は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、産業廃棄物の処理について厚生省令で定める事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

(産業廃棄物処理責任者)

第十六条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物の処理を行うための産業廃棄物処理施設をその事業場内に設置するときは、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。

(特定有害物質管理責任者)

第十七条 事業者は、その特定有害物質の管理に関する業務を行わせるため、特定有害物質を含有する産業廃棄物がある事業場ごとに、特定有害物質管理責任者を置かなければ

ならない。ただし、自ら特定有害物質管理責任者となる事業場については、この限りでない。

(措置命令)

第十八条 都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長とする。第九十二条第一項及び第二項、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条第二項を除き、以下同じ。）は、事業者によるその産業廃棄物の保管、運搬若しくは処分又はその有害物質の貯蔵が第十二条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬若しくは処分又はその特定有害物質の貯蔵の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(積荷目録)

第十九条 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託する場合には、当該

産業廃棄物（以下この節において「委託物」という。）の引渡しの相手方である者に対し、厚生省令で定めるところにより、当該引渡しの際、次の事項を記載した複写式伝票（以下「積荷目録」という。）を発行しなければならない。

一 委託者（産業廃棄物の処理を委託する者をいう。以下この節において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 委託物の種類、性状、組成、荷姿、数量及び重量並びに特定有害物質を含有する産業廃棄物又は危険有害廃棄物である産業廃棄物にあってはその旨

三 受託者（産業廃棄物の処理の委託を受ける者をいう。以下この節において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

四 委託の内容

五 引渡しの年月日

六 前各号に掲げる事項のほか、厚生省令で定める事項

- 2 前項の引渡しの相手方である受託者は、厚生省令で定めるところにより、当該委託物に係る積荷目録の一葉を委託者に返付しなければならない。
- 3 受託者は、引渡しを受けた委託物と当該委託物に係る積荷目録の記載事項が一致しないときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を当該積荷目録に記載しなければならない。
- 4 受託者は、委託物の処理を行ったときは、当該委託物に係る積荷目録に当該処理の内容を記載しなければならない。
- 5 受託者は、委託物に係る次の段階の処理を行うべき受託者に対し、厚生省令で定めるところにより、当該委託物の引渡しの際、当該委託物に係る積荷目録を交付しなければならない。

6 第二項の規定は、前項の引渡しの相手方である者について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「当該引渡しを行った受託者」と読み替えるものとする。

7 委託物に係る最後の段階の処理を行うべき受託者は、当該処理を行ったときは、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく、当該委託物に係る積荷目録を委託者に回付しなければならない。

(積荷目録の再発行)

第二十条 受託者は、積荷目録を紛失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく、当該通知に係る積荷目録を再発行しなければならない。

(都道府県知事への報告等)

第二十一条 委託者は、厚生省令で定めるところにより、第十九条第二項の規定により返付された積荷目録の記載事項と同条第七項の規定により回付された積荷目録の記載事項を照合し、その結果を、これらの積荷目録の写しを添付して、三月ごとに、同条第一項の引渡しが行われた地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、当該報告の内容を、当該報告に係る委託物の最後の段階の処理が行われたと認められる施設がある地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第二十二条 委託者は、相当の期間内に第十九条第七項の規定による積荷目録の回付を受けなかったときその他委託に係る処理が適正に行われなかったおそれがあると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、同条第二項の規定により返付された積荷目録及び同条第七項の規定により積荷目録を回付された場合にあっては

当該積荷目録の写しを添付して、同条第一項の引渡しが行われた地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、当該報告の内容を、関係都道府県知事に通知しなければならない。

(厚生省令への委任)

第二十三条 積荷目録の種類、様式その他積荷目録に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(公害防止事業団による貯蔵)

第二十四条 公害防止事業団は、特定有害物質の貯蔵に関し、料金を徴収するものとする。

- 2 公害防止事業団は、その貯蔵に係る特定有害物質について、その無害化、再資源化等の処理を行うことができる。

(地方公共団体による処理)

第二十五条 都道府県は、産業廃棄物処理計画に即して、産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

2 市町村は、産業廃棄物処理計画に即して、単独に又は共同して、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の処理その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

3 都道府県又は市町村は、条例で定めるところにより、当該都道府県又は市町村が行う産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用（産業廃棄物の処理施設の設置に要する費用を含む。）を徴収するものとする。

第三節 産業廃棄物処理業

(許可)

第二十六条 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 事業者がその産業廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合

二 第七十八条第一項の指定を受けた廃棄物処理センターが産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合

三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第二十条第一項の規定により許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者が同法第三条第十号に規定する廃油の収集、運搬又は処分を行う場合

四 都道府県知事の認定を受けた者が、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認める産業廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う場合

五 前各号に掲げる場合のほか、厚生省令で定める場合

(許可の申請)

第二十七条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 収集、運搬又は処分の別及びその事業の範囲

三 事務所及び事業場の所在地

四 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。以下同じ。)

五 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

六 事業開始の予定年月日

七 前各号に掲げる事項のほか、厚生省令で定める事項

2 前項の申請書には、事業計画の概要を記載した書類その他厚生省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第二十八条 都道府県知事は、第二十六条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 第三十六条第一項又は第六十七条第一項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

ハ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ニ 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイから八までのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人であって、政令で定める使用人のうちにイから八までのいずれかに該当する者のあるもの

(許可の条件)

第二十九条 第二十六条の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可の有効期間)

第三十条 第二十六条の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して、産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者にとっては三年、産業廃棄物の処分を業とする者にとっては五年とする。

2 第二十六条の許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、厚生省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。この場合においては、第二十八条の規定を準用する。

3 第二十六条の許可の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の申請があった場合において、その申請についての処分がなされるまでの間は、従前の許可は、同条の許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 第二項の規定により更新を受けた場合における第二十六条の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して、産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者にあつては三年、産業廃棄物の処分を業とする者にあつては五年とする。

(事業の範囲の変更)

第三十一条 第二十六条の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)は、その産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 第二十八条及び第二十九条の規定は、前項の許可について準用する。

(氏名等の変更)

第三十二条 産業廃棄物処理業者は、氏名その他厚生省令で定める事項を変更したときは、

厚生省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（事業の休止及び廃止）

第三十三条 産業廃棄物処理業者は、その産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（業務）

第三十四条 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を再委託してはならない。ただし、産業廃棄物の運搬を政令で定める基準に従って再委託する場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

2 第十五条第三項の規定は、産業廃棄物処理業者について準用する。

（措置命令）

第三十五条 都道府県知事は、産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の収集、運搬又は処分が第十二条第一項の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該産業廃棄物処理業者に対し、その産業廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第三十六条 都道府県知事は、産業廃棄物処理業者が、第二十八条第二号イからホまでのいずれかに該当するに至ったとき、又はその業務に関し、この法律、この法律に基づく処分若しくはこの法律の規定により許可に付した条件に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処

分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第四節 産業廃棄物処理施設

(設置の許可)

第三十七条 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者(第四十九条第一項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする公害防止事業団、都道府県及び市町村を除く。)は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第三十八条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び第七十八条第一項の指定を受けた廃棄物処理センター以外の者にあつては厚生省令で定める経理的基礎を証する書面を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 二 施設の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類
 - 三 設置場所
 - 四 処理能力
 - 五 処理方式、構造及び設備
 - 六 前各号に掲げる事項のほか、厚生省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、当該施設の構造を明らかにする平面図その他厚生省令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 前条の許可を受けようとする者は、条例で定めるところにより、その申請に係る施設の設置が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行い、それらの事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

(許可の基準等)

第三十九条 都道府県知事は、第三十七条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る施設が厚生省令（産業廃棄物の最終処分場については、総理府令・厚生省令）で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 二 第七十八条第一項の指定を受けた廃棄物処理センター以外の申請者にあつては、その申請に係る施設の設置及び維持管理に必要な経理的基礎を有すること。
- 三 産業廃棄物の最終処分場にあつては、その設置場所が自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の原生自然環境保全地域若しくは同法第二十二條第一項の自然環境保全地域又は自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号の国立公園若しくは同条第三号の国定公園の区域内にないこと。

2 都道府県知事は、第三十七条の許可をするに当たっては、前条第三項の規定により行われた調査、予測及び評価につき審査し、当該審査の結果を十分配慮しなければならない。

(処理能力等の変更)

第四十条 第三十七条の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。)は、許可に係る産業廃棄物処理施設について第三十八条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、厚生省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第三十八条第三項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第三十八条第三項中「施設の設置」とあるのは、「事項の変更」と読み替えるもの

とする。

- 3 産業廃棄物処理施設設置者は、第一項ただし書の厚生省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第四十一条 産業廃棄物処理施設設置者は、氏名その他厚生省令で定める事項の変更をしたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(施設の譲渡し及び譲受け)

第四十二条 産業廃棄物処理施設の譲渡し及び譲受けは、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(承継)

第四十三条 産業廃棄物処理施設の譲渡し又は産業廃棄物処理施設設置者についての相続

若しくは合併があったときは、当該産業廃棄物処理施設を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該産業廃棄物処理施設設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により産業廃棄物処理施設設置者の地位を承継した者（譲受人を除く。）

は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(維持管理等)

第四十四条 産業廃棄物処理施設設置者は、厚生省令（産業廃棄物の最終処分場について

は、総理府令・厚生省令）で定める技術上の基準に従い、その産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

2 産業廃棄物処理施設設置者は、厚生省令で定めるところにより、毎月、その産業廃棄物処理施設における産業廃棄物の処分の状況について、都道府県知事に報告しなければならない。

(技術管理者)

第四十五条 産業廃棄物処理施設設置者は、その産業廃棄物処理施設(政令で定める最終処分場を除く。)の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

2 技術管理者は、厚生省令で定める資格を有する者でなければならない。

(許可の取消し等)

第四十六条 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の構造又は維持管理が第三十九条第一

項第一号又は第四十四条第一項の厚生省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該施設に係る第三十七条の許可を取り消し、又は当該産業廃棄物処理施設設置者に対し、当該施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該施設の使用の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により産業廃棄物処理施設に係る第三十七条の許可の取消し又は当該施設の使用の停止の処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(施設の廃止等)

第四十七条 産業廃棄物処理施設設置者は、その産業廃棄物処理施設を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県

知事に届け出なければならない。

（災害防止措置命令）

第四十八条 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設である最終処分場について、第四十六条第一項の規定により当該施設に係る第三十七条の許可を取り消し、又は前条の規定による廃止の届出を受けた場合において、当該施設に係る災害を防止するため必要があると認めるときは、当該処分を受けるべき者又は当該届出をした者に対し、必要な限度において、災害の防止のための措置を講ずべきことを命ずることができる。

（公害防止事業団等が設置する産業廃棄物処理施設）

第四十九条 公害防止事業団、都道府県又は市町村は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、産業廃棄物処理施設（公害防止事業団が設置する産業廃棄物処理施設にあつては、第二十四条第二項の規定により特定有害物質を処理するため

の施設に限る。)を設置し、又は当該産業廃棄物処理施設に係る第三十八条第一項第四号若しくは第五号に掲げる事項の変更(第四十条第一項ただし書の厚生省令で定める軽微な変更を除く。)をすることができる。

- 2 第三十八条(第一項中経理的基礎を証する書面に係る部分を除く。)及び第三十九条(第一項第二号を除く。)の規定は前項の場合について、第四十条第三項、第四十一条、第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定は前項の認可を受けた公害防止事業団、都道府県及び市町村について、準用する。

第三章 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第五十条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の適正処理を図るため、一般廃棄

物の減量及び処理に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）には、厚生省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の減量及び処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 四 一般廃棄物の分別収集その他一般廃棄物の収集及び運搬の事業の実施に関する事項
- 五 一般廃棄物の中間処理及び最終処分の実施に関する事項
- 六 適正処理が困難な一般廃棄物の処理に関する事項
- 七 一般廃棄物の再資源化に関する事項

八 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

九 その他一般廃棄物の減量及び処理に関し必要な事項

(市町村による処理)

第五十一条 市町村は、一般廃棄物処理計画に基づき、政令で定める基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。）に従って、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

2 市町村は、一般廃棄物処理計画に基づき、前項の処理に併せて再生利用が可能な一般廃棄物の分別収集、一般廃棄物の処分の過程における再資源化等を行わなければならない

い。

3 市町村は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を地方公共団体以外の者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

4 前項の規定により委託を受けた者は、第一項の政令で定める基準に従い、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

(住民の義務)

第五十二条 住民は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物をなるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、再生利用が可能な一般廃棄物を所定の方法で排出し、可燃物と不燃物を各別の容器に収納し、粗大ごみを所定の場所に持参する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分並びに再資源化に協力しなければならない。

(事業者への要請等)

第五十三条 市町村長は、その区域内において多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者に対し、その事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、及び当該計画に即してその事業系一般廃棄物の減量を実施するよう要請することができる。

2 市町村長は、その区域内において多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

(製造業者等への協力要請)

第五十四条 市町村長は、製造業者等に対し、その製品に係る一般廃棄物の処理技術に関する情報の提供、当該一般廃棄物の自主的回収その他必要な協力を求めることができる。

(危険有害性の表示)

第五十五条 製造業者等は、その構造及び材質からみて危険有害廃棄物となるおそれのあ

るものとして政令で定める製品の製造又は輸入を行うときは、厚生省令で定める基準に従い、その旨及びその適正な廃棄方法を当該製品に表示しなければならない。

2 厚生大臣は、製造業者等が前項の表示を行っていないと認めるときは、当該製造業者等に対し、当該表示を行うべきことを命ずることができる。

3 厚生大臣は、製造業者等が前項の命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(危険有害廃棄物に関する住民等の義務)

第五十六条 住民は、危険有害廃棄物である生活系一般廃棄物については、分別する等適正に排出しなければならない。

2 事業者は、危険有害廃棄物である事業系一般廃棄物を排出する場合には、政令で定めるところにより、その性状に応じてこん包し、危険有害廃棄物である旨を表示する等必

要な措置を講じなければならない。

(手数料)

第五十七条 市町村は、当該市町村が行う事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、条例で定めるところにより、手数料を徴収するものとする。

2 市町村は、当該市町村が行う粗大ごみ等の生活系一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(リサイクルセンター)

第五十八条 市町村は、再生利用が可能な一般廃棄物の回収、不用品の補修及び交換等を住民の理解と協力の下に行うことを目的とする施設として、リサイクルセンターを設置するものとする。

第二節 特定有害物質使用製品の回収等

(製造業者等による回収等)

第五十九条 特定有害物質を使用する製品（以下「特定有害物質使用製品」という。）の製造業者等は、当該製品に係る一般廃棄物を回収し、又は厚生省令で定める基準に従い当該一般廃棄物から当該特定有害物質を除去しなければならない。

2 特定有害物質使用製品の製造業者等は、厚生省令で定める基準に従い、当該製品に係る一般廃棄物の回収又は特定有害物質の除去（以下「製品回収等」という。）を行う旨及びその方法を当該製品に表示しなければならない。

3 厚生大臣は、製造業者等が第一項の規定に違反して製品回収等を行わず、又は前項の表示を行っていないときは、当該製品回収等又は当該表示を行うべきことを命ずることができる。

4 厚生大臣は、製造業者等が前項の命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

きる。

（消費者の義務）

第六十条 特定有害物質使用製品を使用する者は、当該製品に係る一般廃棄物を廃棄しようとするときは、製造業者等に廃棄する旨を連絡し、集積場所に当該一般廃棄物を持参する等製造業者等が行う製品回収等に協力しなければならない。

（市町村の配慮）

第六十一条 市町村は、製造業者等が行う製品回収等が迅速かつ適切に行われるよう、集積場所を提供する等の配慮をしなければならない。

第三節 一般廃棄物処理業

（許可）

第六十二条 何人も、次に掲げる場合を除き、市町村長の許可を受けなければ、一般廃棄

物の収集、運搬又は処分を業として行ってはならない。

- 一 事業者がその一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合
- 二 第七十八条第一項の指定を受けた廃棄物処理センターが、市町村の委託を受けて、
適正処理が困難な一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合
- 三 市町村長の認定を受けた者が、再生利用されることが確実であると市町村長が認める一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、厚生省令で定める場合

(許可の基準)

第六十三条 市町村長は、前条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 第二十八条第二号イから八までに掲げる者
 - ロ 浄化槽法第五十九条第五号（第四十一条第二項の規定による命令に違反した場合に限る。）から第七号までに該当し、又は同法第十二条第二項の規定による命令（浄化槽清掃業者に対する浄化槽の清掃についてのものに限る。）に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から

五年を経過しない者

ニ 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイから八までのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人であって、政令で定める使用人のうちにイから八までのいずれかに該当する者のあるもの

(収集区域の指定)

第六十四条 第六十二条の許可（一般廃棄物の収集に係るものに限る。）には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を指定することができる。

(業務)

第六十五条 第六十二条の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、第五十一条第一項の政令で定める基準に従い、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行わ

なければならない。

- 2 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を再委託してはならない。
- 3 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、当該市町村が第五十七条の規定に基づき条例で定める収集、運搬及び処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

(措置命令)

第六十六条 市町村長は、一般廃棄物処理業者による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が第五十一条第一項の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該一般廃棄物処理業者に対し、その一般廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第六十七条 市町村長は、一般廃棄物処理業者が、第六十三条第四号イからホまでのいずれかに該当するに至ったとき、又はその業務に関し、この法律、この法律に基づく処分若しくはこの法律の規定により許可に付した条件（第六十四条の規定による区域の指定を含む。）に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（準用規定）

第六十八条 第二十九条及び第三十条の規定は、第六十二条の許可について準用する。この場合において、第三十条第一項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、同条

第二項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、「第二十八条」とあるのは「第六十三条」と、同条第四項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 2 第十五条第三項及び第三十一条から第三十三条までの規定は、一般廃棄物処理業者について準用する。この場合において、第十五条第三項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、第三十一条第一項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「第二十八条及び第二十九条」とあるのは「第六十三条及び第六十八条第一項の規定により準用された第二十九条」と、第三十二条中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第三十三条中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、それぞれ読み替えるものとする。

第四節 一般廃棄物処理施設

(設置の許可)

第六十九条 市町村以外の者で一般廃棄物処理施設を設置しようとするものは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第七十条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び第七十八条第一項の指定を受けた廃棄物処理センター以外の者にあつては厚生省令で定める経理的基礎を証する書面を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 施設の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類
- 三 設置場所

四 処理能力

五 処理方式、構造及び設備

六 前各号に掲げる事項のほか、厚生省令で定める事項

2 前項の申請書には、当該施設の構造を明らかにする平面図その他厚生省令で定める書類を添付しなければならない。

3 前条の許可を受けようとする者は、条例で定めるところにより、その申請に係る施設の設置が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行い、それらの事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

(許可の基準等)

第七十一条 都道府県知事は、第六十九条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る施設が厚生省令（一般廃棄物の最終処分場については、総理府令・厚生省令）で定める技術上の基準に適合するものであること。
 - 二 第七十八条第一項の指定を受けた廃棄物処理センター以外の申請者にあつては、その申請に係る施設の設置及び維持管理に必要な経理的基礎を有すること。
 - 三 一般廃棄物の最終処分場にあつては、その設置場所が自然環境保全法第十四条第一項の原生自然環境保全地域若しくは同法第二十二条第一項の自然環境保全地域又は自然公園法第二条第二号の国立公園若しくは同条第三号の国定公園の区域内にないこと。
- 2 都道府県知事は、第六十九条の許可をするに当たっては、前条第三項の規定により行われた調査、予測及び評価につき審査し、当該審査の結果を十分配慮しなければならない。

（処理能力等の変更）

第七十二条 第六十九条の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。

）は、許可に係る一般廃棄物処理施設について第七十条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、厚生省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第七十条第三項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七十条第三項中「施設の設置」とあるのは、「事項の変更」と読み替えるものとする。

3 一般廃棄物処理施設設置者は、第一項ただし書の厚生省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（維持管理等）

第七十三条 一般廃棄物処理施設設置者は、厚生省令（一般廃棄物の最終処分場については、総理府令・厚生省令）で定める技術上の基準に従い、その一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

2 一般廃棄物処理施設設置者は、厚生省令で定めるところにより、毎月、その一般廃棄物処理施設における一般廃棄物の処分の状況について、都道府県知事に報告しなければならない。

（許可の取消し等）

第七十四条 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理が第七十一条第一項第一号又は前条第一項の厚生省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該施設に係る第六十九条の許可を取り消し、又は当該一般廃棄物処理施設設置者に対し、当該施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該施設の使用の

停止を命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により一般廃棄物処理施設に係る第六十九条の許可の取消し又は当該施設の使用の停止の処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(災害防止措置命令)

第七十五条 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設である最終処分場について、前条第一項の規定により当該施設に係る第六十九条の許可を取り消し、又は次条の規定により準用される第四十七条の規定による廃止の届出を受けた場合において、当該施設に係る災害を防止するため必要があると認めるときは、当該処分を受けるべき者又は当該届出をした者に対し、必要な限度において、災害の防止のための措置を講ずべきことを命ずる

ことができる。

(準用規定)

第七十六条 第四十一条から第四十三条まで、第四十五条及び第四十七条の規定は、一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設設置者について準用する。この場合において、第四十五条第一項中「最終処分場」とあるのは、「し尿処理施設及び最終処分場」と読み替えるものとする。

(市町村が設置する一般廃棄物処理施設)

第七十七条 市町村は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、一般廃棄物処理施設を設置し、又は当該一般廃棄物処理施設に係る第七十条第一項第四号若しくは第五号に掲げる事項の変更（第七十二条第一項ただし書の厚生省令で定める軽微な変更を除く。）をすることができる。

2 第七十条（第一項中經理的基礎を証する書面に係る部分を除く。）及び第七十一条（第一項第二号及び市町村がその区域内に設置する一般廃棄物処理施設にあっては第三号を除く。）の規定は前項の場合について、第四十一条、第四十五条、第四十七条、第七十二条第三項及び第七十三条の規定は前項の認可を受けた市町村について、準用する。

第四章 廃棄物処理センター

（指定）

第七十八条 厚生大臣は、適正処理が困難な一般廃棄物等の処理の確保に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人（その基本財産の過半を地方公共団体が拠出しているものに限る。）であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一に限り、廃棄物処理センター（以下「センター」という。）として指定するこ

とができる。

- 2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第七十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 市町村の委託を受けて当該市町村による適正処理が困難な一般廃棄物の処理を行い、及び当該処理を行うために必要な施設を設置すること。

二 産業廃棄物の処理を行い、及び当該処理を行うために必要な施設を設置すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務は、産業廃棄物処理計画に即さなければならぬ。

(基金)

第八十条 センターは、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務の全部又は一部に要する費用に充てることを条件として製造業者等、産業廃棄物を排出する事業者その他の者から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。

2 厚生大臣は、前項に規定する者に対し、同項に規定する基金への出えんについて協力を求めるよう努めるものとする。

(事業計画等)

第八十一条 センターは、厚生省令で定めるところにより、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支計画を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、厚生省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告及び収支報告を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第八十二条 センターは、第七十九条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理と同項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(料金)

第八十三条 センターは、センターが行う産業廃棄物の処理に関し、能率的な経営の下における適正な原価を下らない料金を徴収するものとする。

(国庫補助)

第八十四条 国は、センターに対し、予算の範囲内で、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 一般廃棄物処理施設で第七十九条第一項第一号の業務に係るものの設置に要する費用

二 産業廃棄物処理施設で政令で定めるものの設置に要する費用

(報告徴収及び立入検査)

第八十五条 厚生大臣は、第七十九条第一項各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な

報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第八十六条 厚生大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、第七十九条第一項各号に掲げる業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第八十七条 厚生大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第七十八条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第七十九条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく処分に違反したとき。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（権限の委任）

第八十八条 この章に定める厚生大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第五章 雑則

(投棄禁止)

第八十九条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(ふん尿の使用法の制限)

第九十条 何人も、厚生省令で定める基準に適合した方法によらなければ、ふん尿を肥料として使用してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第九十一条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、廃棄物を排出する事業者、産業廃棄物若しくは一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、産業廃棄物処理施設若しくは一般廃棄物処理施設の設置者若しくは製造業者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場若しくは施

設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(支障除去命令等)

第九十二条 都道府県知事は、廃棄物の放置又は放出により生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該支障の原因となる行為をしたと認められる者に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該命

令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならぬ。ただし、生活環境の保全上緊急の必要がある場合は、この限りでない。

第九十三条 都道府県知事は、前条第一項の規定により措置を講ずべき者がその措置を講じない場合又は同項の支障の原因となる行為をした者が不明である等の理由により同項の規定による措置を講ずべきことを命ずることができない場合は、自ら当該支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により措置を講じたときは、当該措置に要した費用について、当該措置に係る支障の原因となる行為をした者及びその事業活動に伴って当該支障に係る廃棄物を生じた者に負担させることができる。

3 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定は、前項の規定により負担させる費用の徴収について準用する。

4 第二項の場合において、当該支障の原因につき責めに任ずべき者があるときは、同項の規定により費用を負担した者は、その者に対し、当該費用について求償権を有する。

(廃棄物適正処理指導員)

第九十四条 廃棄物の適正処理に関する指導並びに第九十一条第一項及び浄化槽法第五十三条第二項の規定による立入検査の職務を行わせるため、都道府県及び市町村に、廃棄物適正処理指導員を置く。

2 廃棄物適正処理指導員は、都道府県又は市町村の職員であって、厚生省令で定める資格を有するもののうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

(廃棄物最終処分場土地台帳)

第九十五条 都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内における産業廃棄物処理施設又は一般廃棄物処理施設である最終処分場のある土地につい

ての台帳を作成し、及びこれを保管しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

(国庫補助)

第九十六条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 一般廃棄物処理施設の設置に要する費用

二 産業廃棄物処理施設で政令で定めるものの設置に要する費用

三 廃棄物の再資源化施設で政令で定めるものの設置に要する費用

四 リサイクルセンターの設置に要する費用

五 災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用

2 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる費用の一部を補助す

ることができる。

一 産業廃棄物処理施設で政令で定めるものの設置に要する費用

二 産業廃棄物の再資源化施設で政令で定めるものの設置に要する費用

第九十七条 廃棄物の放置又は放出による生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を都道府県が講じた場合において、そのために要した費用の全部又は一部を当該都道府県が負担することとなるときは、国は、政令で定めるところにより、当該都道府県に対し、当該負担に係る経費の一部を補助することができる。

(特別な助成)

第九十八条 国は、廃棄物の適正処理を図るため、廃棄物の処理施設及び再資源化施設の設置に必要な資金の融通又はそのあっせんに努めるものとする。

(特別区に関する特例)

第九十九条 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律の規定（第十条第二項及び第五項並びに第五十条、第五十一条、第五十三条、第五十四条及び第五十七条（一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。）の規定を除く。）中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

（経過措置）

第百条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章 罰則

第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十六条、第三十一条第一項（第六十八条第二項において準用する場合を含む。
）、第三十七条、第六十二条又は六十九条の規定に違反した者

二 第三十六条第一項、第六十七条第一項又は第九十二条第一項の規定による命令に違
反した者

三 第八十九条の規定に違反して、特定有害物質を含有する産業廃棄物、廃油その他の
政令で定める産業廃棄物を捨てた者

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下
の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条第一項の規定に違反して、同項第一号に規定する者以外の者に産業廃棄物
の運搬若しくは処分を委託し、又は公害防止事業団以外の者に特定有害物質の貯蔵を
委託した者

二 第十八条、第三十五条、第四十六条第一項、第四十八条、第六十六条、第七十四条第一項又は第七十五条の規定による命令に違反した者

三 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

四 第八十九条の規定に違反して、産業廃棄物（前条第三号に規定する産業廃棄物を除く。）を捨てた者

第百三条 第八十九条の規定に違反して一般廃棄物を捨てた者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第三項（第三十四条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳

簿を保存しなかった者

二 第十六条、第十七条又は第四十五条第一項（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第三十二条（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十七条（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第四十四条第二項、第七十三条第二項、第八十五条第一項又は第九十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第八十五条第一項又は第九十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法

人又は人の業務に関し、第百条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十五条第二項、第十九条第一項、第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第五項若しくは第七項、第二十条第一項若しくは第二項又は第五十六条第二項の規定に違反した者
- 二 第十九条第三項又は第四項の規定による記載をせず、又は虚偽の記載をした者
- 三 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第四十一条（第七十六条において準用する場合を含む。）又は第四十三条第二項（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百七条 第四十条第三項又は第七十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十五条中第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

(積荷目録に関する規定の適用等)

第二条 この法律による改正後の廃棄物の適正処理等に関する法律(以下「新法」という。)第十九条の規定は、前条の規定にかかわらず、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に事業者から産業廃棄物の処理についての委託に係る最初の段階の処理を行うべき者へ当該産業廃棄物の引渡しがなされていた場合における当該産業廃棄物の運

搬又は処分の委託については、適用しない。

- 2 新法第十九条の規定は、紙くず（ポリ塩化ビフェニルが塗布されたものその他政令で定めるものを除く。）その他政令で定める産業廃棄物については、当分の間、適用しない。

（特定有害物質使用製品の回収等に関する規定の適用）

第三条 新法第三章第二節の規定（第五十九条第二項から第四項までの規定を除く。）は、施行日前に製造又は輸入が行われた特定有害物質使用製品についても適用する。

（支障除去命令等に関する規定の適用等）

第四条 新法第九十二条第一項の規定は、施行日以後に行われた同項の支障の原因となる行為について適用する。

- 2 施行日前に行われたこの法律による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以

下「旧法」という。) 第六条第三項又は第十二条第一項の政令で定める基準に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の処分により、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、当該処分を行った者(旧法第六条第二項の規定により当該処分を行った市町村及び旧法第十条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該処分を行った市町村又は都道府県を除くものとし、旧法第十二条第四項又は第十四条第七項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該処分を委託した者を含む。) に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合においては、新法第九十二条第二項の規定を準用する。

3 前項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二項の規定による命令に違反する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

(特別区に関する経過措置)

第五条 新法第九十九条の規定の適用については、別に法律で定める日までの間は、同条中「第十条第二項及び第五項並びに第五十条、第五十一条、第五十三条、第五十四条及び第五十七条（一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。）」とあるのは、「第十条第五項」とする。

(廃棄物処理業に関する経過措置)

第六条 この法律施行の際現に旧法第十四条第一項又は第七条第一項の規定による許可を受けている者は、施行日において、新法第二十六条又は第六十二条の許可を受けたもの

とみなす。

- 2 前項の場合において、旧法第十四条第三項又は第七条第三項の規定により許可に付された期限が新法第三十条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する許可の有効期間の満了する日前に到来するときは、前項の規定により受けたものとみなされた許可は、当該期限の到来の日をもって失効する。
- 3 第一項の場合において、旧法第十四条第三項又は第七条第三項の規定により許可に付された条件は、新法第二十九条（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件とみなす。
- 4 第一項の場合において、旧法第七条第三項の規定により定められた区域は、新法第六十四条の規定により指定された区域とみなす。

第七条 前条第一項の規定により新法第二十六条又は第六十二条の許可を受けたものとみ

なされた者に対する許可の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

(廃棄物処理施設に関する経過措置)

第八条 この法律施行の際現に、都道府県及び市町村以外の者で旧法第十五条第一項の規定による届出に係る産業廃棄物処理施設（新法第三十九条第一項第三号に適合しないものを除く。）を設置しているもの又は市町村以外の者で旧法第八条第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設（新法第七十一条第一項第三号に適合しないものを除く。）を設置しているものは、施行日において、当該施設について新法第三十七条又は第六十九条の許可を受けたものとみなす。

2 この法律施行の際現に、旧法第十五条第一項の規定による届出に係る産業廃棄物処理施設（新法第四十九条第二項において準用する新法第三十九条第一項第三号に適合しな

いものを除く。)を設置している都道府県若しくは市町村又は旧法第八条第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設(市町村がその区域内に設置する一般廃棄物処理施設以外のものにあつては、新法第七十七条第二項において準用する新法第七十一条第一項第三号に適合しないものを除く。)を設置している市町村は、施行日において、当該施設について新法第四十九条第一項又は第七十七条第一項の認可を受けたものとみなす。

(損失補償)

第九条 国は、旧法第十五条第一項の規定による届出に係る産業廃棄物処理施設(都道府県又は市町村の設置に係るものを除く。)で新法第三十九条第一項第三号に適合しないもの及び旧法第八条第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設(市町村の設置に係るものを除く。)で新法第七十一条第一項第三号に適合しないものについて、当該

施設の所有者その他の権原を有する者に対し、当該施設の廃止に伴う通常生ずべき損失を補償するものとする。

2 補償の手続その他前項の損失の補償に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧法の規定に基づく処分等に関する経過措置)

第十条 附則第六条及び第八条に定めるもののほか、この法律の施行日前に旧法の規定により国の機関又は地方公共団体がした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定に基づき、相当の機関がした処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に旧法の規定によりした国の機関又は地方公共団体に対する申請、届出その他の行為は、新法の相当規定に基づき、相当の機関に対してした申請、届出その他の行為とみなす。

(国の無利子貸付け等)

第十一条 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、新法第九十六条の規定により国がその費用について補助することができる一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下この条において「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内で、新法の規定（国の補助の割合について、新法の規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。第五項において同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、前項の規定による場合のほか、廃棄物を処理するための施設（公共下水道及び流域下水道を除く。）の設置で社会資本整備特

別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内で、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により、市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、新法第九十六条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により、市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当

該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 市町村又は都道府県が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第十二条 旧法附則第四条第一項又は第二項の規定による貸付金については、なお従前の例による。

（公害防止事業団法の一部改正）

第十三条 公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十一条の二」に改める。

第一条中「業務」の下に「及び特定有害物質の貯蔵に関する業務」を加える。

第一条の二に次の一項を加える。

2 この法律において「特定有害物質」とは、廃棄物の適正処理等に関する法律（平成三年法律第 号）第二条第四項に規定する特定有害物質をいう。

第十八条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 特定有害物質を貯蔵し、及び当該特定有害物質の無害化、再資源化等の処理を行い、並びにこれらの業務を行うために必要な施設を設置すること。

第二十条第一項中「環境庁長官」の下に「、厚生大臣」を加える。

第二十一条第一項中「までの」を「まで及び第六号の」に改め、「総理府令」の下に「、厚生省令」を加える。

第三章中第二十一条の次に次の一条を加える。

(料金の認可)

第二十一条の二 事業団は、廃棄物の適正処理等に関する法律第二十四条第一項の料金について主務大臣の認可を受けなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第二十四条の二 事業団は、第十八条第一項第六号の業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十五条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による整理は、前条の規定による特別の勘定及びその他の一般の勘定

について、それぞれ区分して行うものとする。

第二十六条の次に次の二条を加える。

(債務保証)

第二十六条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

(償還計画)

第二十六条の三 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、環

環境庁長官の認可を受けなければならない。

第二十八条に次の一号を加える。

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第三十四条第一項中「場合には」の下に「、厚生大臣」を加え、同項第一号中「第二十三条又は」を「第二十三条、」に改め、「第六項」の下に「又は第二十六条の三」を加え、同条第二項第一号中「第二十三条又は」を「第二十三条、」に改め、「第六項」の下に「又は第二十六条の三」を加え、同条第五項中「大蔵大臣」の下に「、厚生大臣」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「内閣総理大臣」の下に「、厚生大臣」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「環境庁長官」の下に「、厚生大臣」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 環境庁長官及び厚生大臣は、第二十一条の二の規定による認可をしようとするとき

は、大蔵大臣と協議しなければならない。

第三十五条第一項に次の一号を加える。

五 第十八条第一項第六号の業務及びこれに附帯する業務については、環境庁長官及び厚生大臣

附則第十八条中「昭和六十七年九月三十日」を「平成四年九月三十日」に、「までの」を「まで及び第六号の」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十七号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)」を「廃棄物の適正処理等に関する法律(平成三年法律第 号)」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十七の二 公害防止事業団が設置する公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第六号の業務の用に供する特定有害物質の貯蔵施設及び処理施設（特定有害物質の処分に係るものに限る。）

（廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正）

第十五条 廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和四十七年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）」を「廃棄物の適正処理等に関する法律（平成三年法律第 号）」に改め、同条第二項中「含む。」の下に「及び公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第六号の規定により公害防止事業団が実施するもの」を加える。

第三条第一項中「昭和六十五年度」を「平成七年度」に改め、同条第二項中「次の各

号に」を「次に」に、「昭和六十五年度」を「平成七年度」に改める。

(浄化槽法の一部改正)

第十六条 浄化槽法の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条第一項」を「廃棄物の適正処理等に関する法律（平成三年法律第 号）第五十条第一項」に改める。

第三条第一項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく」を「廃棄物の適正処理等に関する法律第二条第七項の」に改める。

第三十六条第二号イから八までの規定中「二年」を「五年」に改め、同号へ中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第八項の規定、同法第十六条第二項第一号若しくは第二号の規定又は同法第七条第十一項」を「廃棄物の適正処理等に関

する法律第六十二条、第六十八条第二項において準用する第三十一条第一項若しくは第八十九条の規定又は同法第六十七条第一項」に、「二年」を「五年」に改め、同号ト中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第十一項」を「廃棄物の適正処理等に関する法律第六十七条第一項」に、「二年」を「五年」に改め、同号チ中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項」を「廃棄物の適正処理等に関する法律第六十二条」に、「第七条第十一項」を「第六十七条第一項」に、「二年」を「五年」に改める。

（浄化槽法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の浄化槽法第三十五条第一項の許可を受けている者に対する許可の取消しその他の監督上の処分に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第十八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二号へを次のように改める。

へ 廃棄物の適正処理等に関する法律（平成三年法律第 号）第二条第六項に
規定する産業廃棄物処理施設及び同条第七項に規定する一般廃棄物処理施設で、
自治省令で定めるもの

第五百八十六条第二項第四号を次のように改める。

四 公害防止事業団が公害防止事業団法第十八条第一項第六号に規定する業務の用に
供する土地又は廃棄物の適正処理等に関する法律第七十八条第一項の指定を受けた
廃棄物処理センターが同法第七十九条第一項第一号及び第二号に規定する業務の用
に供する土地で、政令で定めるもの

第七百一条の三十四第三項第八号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一

項」を「廃棄物の適正処理等に関する法律第六十二条」に改め、「同項ただし書の規定により」を削る。

第七百一条の四十一第一項の表第四号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項」を「廃棄物の適正処理等に関する法律第二十六条」に改める。

附則第十四条第五号を次のように改める。

五 廃棄物の適正処理等に関する法律第二条第六項に規定する産業廃棄物処理施設並びに同条第七項のごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場で、自治省令で定めるもの

附則第十五条第七項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第三項」を「廃棄物の適正処理等に関する法律第二条第二項」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第十九条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	し尿処理施設及びごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するし尿処理施設及びごみ処理施設の設置	十分の五以内
-----	----------------	--	--------

」

「

を	廃棄物の処理施設等	廃棄物の適正処理等に関する法律（平成三年法律第 号）第九十六条第一項及び第二項に規定する廃棄物の処理施設及び再資源化施設並びにリサイクルセンターの設置	十分の五以内
---	-----------	---	--------

」

に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の四第一項の表第二号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第百三十七号)第七条第一項又は第十四条第一項」を「廃棄物の適正処理等に関する法律(平成三年法律第 号)第二十六条又は第六十二条」に改め、「第二条」の下に「第一項」を加え、同条第五項第二号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第十一項(同法第十四条第八項において準用する場合を含む。)の規定により同法第七条第一項若しくは第十四条第一項の規定による許可が取り消された」を「廃棄物の適正処理等に関する法律第三十六条第一項若しくは第六十七条第一項の規定により同法第二十六条若しくは第六十二条の規定による許可が取り消され、若しくは同法第三十条第一項若しくは第四項(これらの規定を同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する有効期間の満了により、若しくは同法附則第六条第二項の規定によ

り当該許可が効力を失った」に、「登録又は当該許可が取り消された」を「登録が取り消された日又は当該許可が取り消され、若しくは効力を失った」に改める。

第五十五条の七第一項の表第二号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項又は第十四条第一項」を「廃棄物の適正処理等に関する法律第二十六条又は第六十二条」に改め、「第二条」の下に「第一項」を加え、同条第五項第二号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第十一項（同法第十四条第八項において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第一項若しくは第十四条第一項の規定による許可が取り消された」を「廃棄物の適正処理等に関する法律第三十六条第一項若しくは第六十七条第一項の規定により同法第二十六条若しくは第六十二条の規定による許可が取り消され、若しくは同法第三十条第一項若しくは第四項（これらの規定を同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する有効期間の満了により、若しくは同法附則第

六条第二項の規定により当該許可が効力を失つた」に、「登録又は当該許可が取り消された」を「登録が取り消された日又は当該許可が取り消され、若しくは効力を失つた」に改める。

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第二十一条 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

別表生活環境施設の項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十二条第一号に規定するごみ処理施設及びし尿処理施設」を「廃棄物の適正処理等に関する法律（平成三年法律第 号）第九十六条第一項及び第二項に規定する廃棄物の処理施設及び再資源化施設並びにリサイクルセンター」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第二十二條 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条第三項又は第十二条第一項」を「廃棄物の適正処理等に関する法律（平成三年法律第 号）第十二条第一項又は第五十一条第一項」に改める。

（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十三條 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）」を「廃棄物の適正処理等に関する法律（平成三年法律第 号）」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第二十四条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	し尿処理施設及びごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するし尿処理施設及びごみ処理施設の設置	十分の五以内
-----	----------------	--	--------

」

「

を	廃棄物の処理施設等	廃棄物の適正処理等に関する法律（平成三年法律第 号）第九十六条第一項及び第二項に規定する廃棄物の処理施設及び再資源化施設並びにリサイクルセンターの設置	十分の五以内
---	-----------	---	--------

」

に改める。

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条 地方自治法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四条を削る。

（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部改正）

第二十六条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）」を「廃棄物の適正処理等に関する法律（平成三年法律第 号）」に改める。

（広域臨海環境整備センター法の一部改正）

第二十七条 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）」を「廃棄物の適正処理等に関する法律（平成三年法律第 号）」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同項第三号中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

附則第三条第一項中「附則第四条第二項」を「附則第十一条第二項」に改め、同条第二項中「附則第四条第六項」を「附則第十一条第六項」に改める。

（地価税法の一部改正）

第二十八条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第六号を次のように改める。

六 廃棄物の適正処理等に関する法律（平成三年法律第 号）第三十七条（産業廃棄物処理施設の設置）若しくは第四十条第一項（処理能力等の変更）の許可に係

る同法第二条第二項（定義）に規定する産業廃棄物処理施設又は同法第六十九条（一般廃棄物処理施設の設置）若しくは第七十二条第一項（処理能力等の変更）の許可に係る同法第二条第三項（定義）に規定する一般廃棄物処理施設の用に供されている土地等

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第二十九条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二十五号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五章」を「廃棄物の適正処理等に関する法律（平成三年法律第 号）第六章」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第三十条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(環境庁設置法の一部改正)

第三十二条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)」を「廃棄物の適正処理等に関する法律(平成三年法律第 号)」に改め、「最終処分場」の下に「並びに特定有害物質の貯蔵」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第三十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正す

る。

第五条第二十三号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）」を「廃棄物の適正処理等に関する法律（平成三年法律第 号）」に改め、「最終処分」の下に「及び特定有害物質の貯蔵」を加え、同条第百十一号中「水資源開発公団」の下に「、公害防止事業団」を加える。

第六条第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 廃棄物処理センターを指導監督すること。

別表（第二条関係）

- 一 水銀又はその化合物
- 二 カドミウム又はその化合物
- 三 鉛又はその化合物

四 六価クロム化合物

五 ひ素又はその化合物

六 有機りん化合物

七 ポリ塩化ビフェニル

八 シアン化合物

九 その他埋立処分によっても、また海洋投入処分によっても適切に最終処分をするこ

とができないものとして政令で定める物質

理 由

経済社会における廃棄物の量の増大及び質の多様化等に対処して生活環境の保全等を図るとともに、資源循環型社会の形成に資するため、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の全部を改正し、廃棄物の処理に関する法制を再構築する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に伴い増額を要する経費は、平年度約六百八十三億円の見込みである。